

分かりづらい税金の疑問もすっきり解決!



町県民税の納税通知書を送付します

本年度の町県民税納税通知書を、6月中旬に送付します。納期限までに納付してください。

今回送付する納税通知書は、平成31年1月1日から令和元年12月31日までの所得に対する町県民税です。

普通徴収(個人納付)分と、公

的年金からの特別徴収(年金引き落とし)分の明細を記載した納税通知書となります。

※給与からの特別徴収(給与引き落とし)分は事業所に送付しましたので、「特別徴収税額の決定通知書」を勤務先で受け取ってください。

※公的年金からの特別徴収は、4月1日現在、公的年金を受給している65歳以上の方が対象です。ただし、次の場合には対象になりません。

- ・ 公的年金の年額が18万円未満の場合
- ・ 介護保険料が公的年金から特別徴収(引き落とし)されていない場合

※所得の種類によっては特別徴収と普通徴収の両方の通知書が届く場合があります。

町県民税の減免について

本町の町県民税の納税義務者の方で下表に該当する方は減免の適用を受けられますので、納期限までに申請してください。(申請には印鑑が必要です。)詳細は、お問合せください。

問合せ先 役場 税務課
内線 175・176

町県民税の減免対象者と申請に必要な書類

対象	減免の対象となる町県民税額	申請に必要なもの
生活保護法の規定による保護を受ける方	保護を受けている期間に到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑
当該年度の賦課期日(1月1日)現在、勤労学生である方(前年中の合計所得金額が、65万円以下で、かつ、給与所得等以外の所得が10万円以下)	税額の全部	印鑑、学生証・在学証明書(卒業の方には卒業証書)のコピー
雇用保険法の規定によって基本手当の受給資格を有する方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方	当該基本手当の支給対象となった日から当該基本手当を支給されないこととなった日までの間に到来する納期限に係る納付額(分離課税に係る所得割額は除く)の合計額の全部	印鑑 雇用保険受給資格者証
前年の合計所得金額が200万円以下で、今年中の合計所得金額の見込額が前年の合計所得金額に比べて2分の1以下に減少すると認められる方	合計所得金額に対する所得割額の2分の1に相当する額	印鑑 本年中の所得が前年所得の2分の1以下になると見込まれることが分かる書類(本年の所得見込額に関する計算書等)
本年1月2日以後に死亡した方のうち、前年の合計所得金額が200万円以下の方 ※相続人による申請	死亡後到来する納期限に係る納付額の合計額の全部	印鑑(相続人)
震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により被害を受けた方	被害の状況に応じて判断されます	印鑑 り災証明書

税理士による無料税務相談会

東海税理士会津島支部所属の税理士による、無料税務相談会を行います。相続税、贈与税に関する相談、税について分からないこと、事業を始められる方など、ぜひこの機会をご利用ください。

とき 6月10日(水)午後2時～4時(1人30分以内)

ところ 役場会議室

申込方法 事前の予約制で行っていますので、開催日の前日までに税務課へ電話でご予約ください。

その他

- 申告書の作成に関する相談会ですので、税額に関する内容についてはお答えできない場合があります。また申告書等の税務書類の作成も行いません。
- プライバシーは守られます。

問合せ先 役場税務課
内線175・176

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の特例制度

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、町税の徴収の猶予を受けることができます。

対象 次の①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者

① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べておおむね20%以上減少している方

② 一時的に納付し、または納入することが困難である方

※対象となる町税、申請手続き方法、その他詳細については収納課へご相談ください。

問合せ先 役場 収納課
内線123・120

防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報 ● 気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報 ● 防犯情報 ● 防災情報 ● 行政情報 ● 気象情報 ● 地震情報 ● 津波情報

大治町メールサービス



登録は2次元コードを読み取り、oharu@entry.mail-dpt.jpへ空メールを送信してください。

歯の健康講座 海部歯科医師会

「子どもの矯正歯科治療での後戻りについて」

「子どもの頃に取り外しのできる装置で矯正をしたのですが、大人になってガタガタの歯並びになってきた」との問合せが増えています。子どものときから歯科矯正治療を開始する場合は、骨の成長や発育を利用しながら定期的に治療をすることができ、また指しゃぶりや頬杖、口呼吸などのさまざまなくない癖は歯並びや顎の成長に悪影響を及ぼすと言われ、出来るだけ制限したりします。

成長期の矯正歯科治療は機能的な問題を改善させて、正しく食べ物をかみ砕いて、飲み込んだり、話をしたりすることで、本来の正しい機能の獲得を助ける、とても有効的な治療方法です。しかしながら、子どもの頃、矯正治療をした歯並びやかみ合わせが悪くなる場合があります。

この原因は、それ以降に生えてきた歯が、すでに生えている歯を押し下したり、成長によってかみ合わせが変化してきたことなどが考えられます。例えば12歳臼歯や18歳ごろの親知らずが生える時期にかみ合わせの変化が起こることが多いです。その

後は、再度矯正歯科治療が必要となりますが、今度は歯も全て生えており、成長も終了しているために、しっかりした治療をし、しっかり歯を留めておく保定装置をやってあげれば大丈夫と考えられます。ただし、かなり年齢が高くなると、老化等によってある程度は歯並びやかみ合わせが悪くなることはご理解しておいてください。

- 要するに、子どもから高齢者まで、常に歯並びやかみ合わせが変化することに留意しておいた方が良いでしょう。
- ただ、悪い歯並びやかみ合わせを放置すると以下のような問題が起る可能性があります。
- ・顎の正常な成長・発育が阻害される。
 - ・ますます歯並びやかみ合わせが悪くなる。
 - ・硬い食物を食べることが困難になる。
 - ・虫歯や歯周病になりやすく、歯の寿命が短くなる。
 - ・口元が悪く、劣等感を感じることもある。
- こういった状態になる前に、定期的に、かかりつけの歯科医院への受診をお勧めします。